

合併協議会だより

編集発行：稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会事務局 〒492-8269稲沢市稲府町1番地
TEL0587-32-1111 FAX0587-34-6901 ホームページアドレス <http://www.inazawa-sobue-heiwa.jp>



合併シンポジウムが開催 されました

▲パネリストの思いが語られました

10月19日(日)、稲沢市民会館中ホールで合併シンポジウムが開催され、1市2町の住民約350人のかたの参加がありました。

シンポジウムでは、過去3回にわたって開かれた合併協議会での協議事項や進捗状況、住民懇談会の開催状況の報告の後、「市町村合併についての国の動向と地域の選択」をテーマに、関西学院大学教授の小西砂千夫さんによる基調講演が行われました。

最後にパネルディスカッションが行われ、各パネリストからは、合併の重要性、それに対する期待や思いが述べられました。



▲独特の語り、基調講演

第4回協議会開催

第4回の協議会が、10月21日(火)午後1時30分から祖父江町総合センターで開催され、協議及び提案が行われました。

【報告事項】

稲沢市議会議員選挙の結果に基づく合併協議会委員の変更と、祖父江町職員の人事異動に伴う幹事会規程、専門部会要綱及び分科会要綱の一部改正について報告がされました。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会委員名簿

(変更分のみ)(敬称略)

職名	区分	氏名	所属
委員	1市2町の議会議長が指名した議員	内藤 和秀 (河村 三朗)	稲沢市
		大河内 明 (飯田 辰男)	稲沢市

※ ()内は異動前の委員

【協議事項】

協議第1号 合併の方式について

「新設合併」又は「編入合併」の両論併記で協議が行われましたが合意に至らなかったため、引き続き、次回の協議会で協議が行われることとなりました。

協議第2号 新市の名称について

1市2町の住民生活や地域の社会経済活動に及ぼす影響を最小限にするため、「稲沢市」とする提案をふまえて協議が行われましたが合意に至らなかったため、引き続き、次回の協議会で協議が行われることとなりました。

協議第3号 財産及び債務の取扱いについて

協議中の合併の方式に応じて、「財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。ただし、基金については、同種の目的の基金は、統合し新市に引き継ぎ、特定目的の基金は、原則としてそのまま新市に引き継ぐものとする。」又は、「祖父江町及び平和町の財産及び債務は、すべて稲沢市に引き継ぐものとする。ただし、基金については、同種の目的の基金は、統合し稲沢市に引き継ぎ、特定目的の基金は、原則としてそのまま稲沢市に引き継ぐものとする。」の両論併記で協議がされ、承認されました。

協議第4号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

前提となる合併の方式について協議中であることから「新設合併」又は「編入合併」の場合において考えられる選択肢を基に協議がされましたが、引き続き、次回の協議会で協議が行われることとなりました。

協議第5号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

合併の方式によって必然的に方向性が決定されるため、「新設合併」又は「編入合併」の場合において考えられる選択肢を基に協議がされましたが、引き続き、次回の協議会で協議が行われることとなりました。

第5回協議会開催

対等合併・編入方式で再提案

第5回の協議会が、11月5日(水)午後1時30分から稲沢市民会館で開催され、協議及び提案が行われました。

【協議事項】

協議第1号 合併の方式について

稲沢市、祖父江町及び平和町の合併は、「対等の精神」の理念のもと、各市町の歴史・伝統・文化やまちづくりの歩みを互いに尊重し、新たなまちづくりを進め、一体的な発展と住民福祉の向上を目指す。

協議第6号 地域審議会の取扱いについて

合併によって、住民の意見が施策に反映されにくくなるのではないかと懸念に対応する地域審議会は、協議第4号の「議会議員の定数及び任期の取扱い」と一体的に判断をする必要があることから、引き続き、次回の協議会で協議が行われることとなりました。

「対等合併・編入方式」とする。法制度上は、祖父江町及び平和町を廃し、その区域を稲沢市に編入するものとする。」ことで再提案され、次回の協議会において、結論付けることで合意がされました。

協議第2号 新市の名称について

「稲沢市」とする提案をふまえて協議が行われましたが、引き続き、次回の協議会で協議が行われることとなりました。

協議第3号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

「祖父江町及び平和町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、稲沢市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き稲沢市の議会の議員として在任するものとする。」ことで再提案され、次回の協議会において、結論付けることで合意がされました。



協議第4号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

「祖父江町及び平和町の農業委員会は、稲沢市の農業委員会に統合するものとする。」
又、祖父江町及び平和町の農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、稲沢市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き稲沢市の農業委員会の委員として在任するものとする。」として再提案され、次回の協議会において協議されることとなりました。

協議第5号 地域審議会の取扱いについて

地域審議会については、協議第3号の「議会議員の定数及び任期の取扱い」と一体的に判断をする必要があることから、引き続き、次回の協議会で協議が行われることとなりました。

協議第6号 地方税の取扱いについて

稲沢市、祖父江町及び平和町で差異のある税制については、次のとおり取扱うことと承認されました。

〈個人市町民税〉

・均等割の税率については、平成17年度から2,500円(標準税率)に統一する。
・納期については、平成17年度から祖父江町の制度に統一する。

・減免については、平成17年度から稲沢市の制度に統一する。

〈法人市町民税〉

・法人税割の税率については、平成17年度か

から稲沢市の制度に統一する。

〈固定資産税〉

・納期については、平成17年度から祖父江町の制度に統一する。

・減免については、平成17年度から稲沢市の制度に統一する。

〈軽自動車税〉

・納期については、平成17年度から祖父江町の制度に統一する。

〈都市計画税〉

・税率については、平成17年度に、現稲沢市域の税率を0.3%、現祖父江町域の税率を0.2%、現平和町域の税率を0.1%とし、合併後2年度(平成18年度)に、現稲沢市域の税率を0.3%、現祖父江町域及び現平和町域の税率を0.2%とする不均一課税を実施し、合併後3年度(平成19年度)に、税率0.3%を新市に適用する。

協議第7号 一般職の職員の身分の取扱いについて

「稲沢市、祖父江町、平和町及び稲沢中島広域事務組合の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとし、身分の取扱いについては、職員間の均衡を考慮して公正に取り扱う。一般職の職員に係る職名、職階、服務、給与その他の制度については、稲沢市の制度を基本として調整の上、合併時に統一する。なお、給料については現給を保証する。」又は、「祖父江町、平和町及び稲沢中島広域事務組合の一般職の職員は、すべて稲沢市の職員として引き継ぐものとし、身分の取

扱いについては、稲沢市の職員との均衡を考慮して公正に取り扱うものとする。」
なお、給料については、現給を保証する。」
の面論併記で協議がされ、次回の協議会において、編入方式に対応した表現で再提案の上、結論付けることで合意がされました。

協議第8号 特別職の身分の取扱いについて

「新市の職務執行者については、稲沢市、祖父江町及び平和町の長が別に協議して定める。特別職の身分の取扱いについては、法に特別の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、法に特別の定めがない場合には、稲沢市、祖父江町及び平和町の長が別に協議して定める。常勤の特別職(教育長を含む。)に係る報酬及び費用弁償その他の取扱いについては、合併時に稲沢市に統一する。非常勤の特別職に係る報酬及び費用弁償その他の取扱いについては、合併協議会で承認された調整内容に基づき、合併時に調整する。」又は、「常勤の特別職(教育長を含む。)の職員の身分の取扱いについては、稲沢市、祖父江町及び平和町の長が別に協議して定める。常勤の特別職(教育長を含む。)に係る報酬及び費用弁償その他の取扱いについては、合併時に稲沢市に統一する。非常勤の特別職に係る報酬及び費用弁償その他の取扱いについては、合併協議会で承認された調整内容に基づき、合併時に調整する。」の面論併記で協議がされ、次回の協議会において、編入方式に対応した表現で再提案の上、結論付けることで合意がされました。

市町村合併住民懇談会を開催しました

合併協議会では、10月1日(水)から17日(金)まで1市2町の各小学校体育館(23会場)で、市町村合併住民懇談会を開催しました。

懇談会には約2,100人のかたが参加され、合併に向けた取組状況、新市建設計画の策定に向けた検討状況等を報告後、住民のかたの意見を伺いました。

懇談会における主な意見は次のとおりでした。

- ・新市の名称は一般公募してほしい
- ・職員数、議員数はどうなるのか?
- ・将来の財政状況はどうなるのか?
- ・国民健康保険税、固定資産税、都市計画税はどうなるのか?
- ・福祉サービス(乳幼児医療、保育料等)はどうなるのか?など



協議第9号 条例・規則等の取扱いについて

「原則として、類似・相違又は複数団体に制定されている同種のものについては、いずれかを基本に調整・統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。合併協議会で承認された事項については、それぞれの調整方針に従って整備するものとする。」又は、「稲沢市の現行の条例・規則等を適用する。ただし、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容を踏まえて規定の整備を行うものとする。」の両論併記で協議がされ、次回の協議会において、編入方式に対応した表現で再提案の上、結論付けることでの合意がされました。

協議第10号 事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構については、「新市における組織機構の調整方針」により整備するものとする。承認されました。

本庁舎への管理機能の集約化と現有庁舎の有効活用を前提に、住民の利便性に最大限配慮し、職員定数の適正化を図りつつ、より簡素で効率的な組織、機構を目指して段階的に整備する。

ただし、支所における具体的な組織機構については、後示することとなりました。

【提案事項】

提案第1号 一部事務組合等の取扱いについて

合併の方式に応じた一部事務組合、協議

会、事務委託及び土地開発公社の取扱いが両論併記で提案されました。

提案第2号 使用料・手数料等の取扱いについて

受益者負担の原則に則り、適正かつ応分の負担となるよう調整する。また、同種の手数料については、公平性の原則に基づき、サービスと負担の水準に格差を生じないよう、原則統一するなどの調整方針が提案されました。

提案第3号 諮問機関等の取扱いについて

「諮問機関等については、簡素で効率的な組織となるよう実態を考慮し整備する。」又は、「諮問機関等については、稲沢市内統一の上、簡素で効率的な組織となるよう実態を考慮して整備する。ただし、稲沢市に設置されていない諮問機関等については、同様「そのあり方を調整の上、合併後に設置する。」の両論併記で提案されました。

提案第4号 補助金・交付金等の取扱いについて

補助金・交付金等は、従来からの経緯、実情等に配慮しながら調整するものとする。提案がされました。

提案第5号 町名・字名の取扱いについて

稲沢市における町の名称及び区域は、現行のとおりとし、祖父江町及び平和町における字の名称については、「大字」「字」を削除することともに、「大字名を町名とする。」

なお、区域については、現行の字の区域のとおりとする。提案がされました。

提案第6号 慣行の取扱いについて

市章、市旗、市民憲章、市の花・木等、市の歌、各種宣言、名誉市民制度、表彰制度については新市において制定する。現名誉市民及び現各市町の表彰者は、新市に継承することでの提案がされました。



提案第7号 行政区の取扱いについて

非常勤特別職としての区長制度は存続する。ただし、公選員制度は廃止する。また、区長の報償費及び配布手数料については、合併時に統一する。なお、区長制度については、地域住民の自主的な組織の活用も視野に入れ、合併後に見直しを図ることとする。提案がされました。

提案第8号 公共的団体等の取扱いについて

新市の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、調整に努めることなどの調整方針が提案がされました。

合併協議会は傍聴できます (定員は50名で、受付順)

合併協議会の会議は、原則として公開をしています。皆さんも傍聴してみてください。

■第6回協議会

と き:平成15年12月4日(木)
午後1時30分から午後4時30分まで
ところ:稲沢市民会館 小ホール

- 内容
- ・基本項目(合併の方式等2項目)A群(議会議員の定数及び任期の取扱い等3項目)、B群(一般職の職員の身分の取扱い等3項目)、C群(一部事務組合等の取扱い等8項目)の調整案について協議
 - ・D群(国民健康保険事業の取扱い等3項目)の調整案について提案

■第7回協議会

と き:平成16年1月9日(金)
午後1時30分から午後4時30分まで
ところ:稲沢市民会館 小ホール

- 内容
- ・D群(国民健康保険事業の取扱い等3項目)の調整案について協議
 - ・E群(国際交流・広域交流事業等14項目の各種事務事業)の調整案について提案

●合併協議会の詳しい内容は、ホームページでご覧いただけます。



このカタログは環境にやさしい大豆油インキを使用して印刷しています。